

子ども・子育て会議での基準案にかかる意見聴取について

1 意見聴取を実施した基準

	条例の名称(案)	概要	制定時期
①	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	一体型の施設として新たに規定される幼保連携型認定こども園について、その学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める。	平成26年9月
②	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	新制度における給付制度の対象施設・事業となるために必要な「確認」を受けるための要件である運営に関する基準を定める。	
③	保育の必要性の認定を行うための基準条例【改正】	給付制度を利用するために必要となる「支給認定」を受けるための「保育の必要性」に関する事由等を定める。	
④	放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	放課後児童健全育成事業の質の向上を図るため、新たにその設備及び運営に関する基準を定める。	

2 スケジュール

	26年										27年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~3月	4月	
○子ども・子育て会議												
子ども・子育て会議		保育・教育部会 放課後部会	全体会 (基準案への意見書取りまとめ)		部会(市民意見募集結果の報告)	部会(条例案の報告)			施設・事業の認可・確認に関する審議			新制度施行(予定)
○本市日程												
	基準について検討		市民意見募集	結果公表		市会での審議	条例制定					

3 市町村が定める基準の分類について

市町村が定める基準については、子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）において、項目ごとに国の府省令で定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」に基づいて定めなければならないとされています。

基準の種類	基準の内容	異なる基準を定めることの許容の程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない。	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない。	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

4 本市の基準の検討にあたっての基本的視点

国の府省令の発出を受けて、本市で基準条例を制定するにあたっては、

- ・国の示す基準が、本市の従来の施設・事業の基準と比較して、教育・保育の質を維持・向上することが可能な基準となっているか。
 - ・本市の従来の施設・事業が、新制度へ円滑に移行できる基準となっているか。
- の2つの視点を基本として、検討しました。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について

1 趣旨

新制度で新たに一体型の施設として規定される幼保連携型認定こども園について、その学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を規定するものです。

2 主な検討事項

(1) 園長の資格について

	内容
国における検討状況	○保育士資格及び教諭免許の両方を有する、かつ、 ○5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者を原則としつつ、 ○上記と「同等の資質を有する者」と設置者（法人理事長等）が認める場合についても認めることとされています。
本市における検討	○5年以上の経験を求める職について、幼稚園教諭又は保育士としての経験に限定すべきではないか ○「同等の資質を有する」と認める者は、設置者ではなく第三者とすべきではないか
3月の保育・教育部会における各委員からのご意見	○「同等の資質」は際限なく広がる虞がある。質を担保するため一定の基準が必要 ○「同等の資質を有する」と認めるのは第三者とすべきではないか ○法人理事長自らが園長として認定こども園事業を進める場合もあり、事業を推進するためには園長資格をあまりに厳格にすべきではない ○幼稚園から移行するにあたって、現在の幼稚園長の有する資格から鑑みると、国の示す基準でよいのではないか

<その後の経過等>

これまで、国の子ども・子育て会議の検討資料をもとに、国における検討事項が基準府省令として示されることを前提として、本市でも基準で規定すべき内容として議論していただいたところですが、このたび、国が、園長資格については認定こども園法施行規則の改正の中で規定するとの方針を示したことから（5月末頃の公布を予定しているとのこと）、状況が変わってしまい、園長資格について自治体はその規定をすることはできなくなっていました。

(2) 食事の提供について

国の示す基準では、食事の提供は自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可としています。

乳幼児の区分	国の示す基準	本市の検討案
1号認定子ども (3歳以上の保育が必要でない子ども)	園の判断 (必ずしも食事の提供を求めない)	国基準に同じ
2号認定子ども (3歳以上の保育が必要な子ども)	食事の提供が必要 (一定の要件のもと外部搬入も可能)	
3号認定子ども (3歳未満の保育が必要な子ども)	食事の提供が必要 (自園調理を求める)	

※自園調理による食事の提供は調理室の設置が原則となっています。

<本市としての考え方>

- 現行の保育所に関する規定でも、保育所の設備、運営に関する基準で自園調理を原則としており、3歳以上の幼児についてのみ、一定の要件のもと外部搬入を可としています。3歳以上の幼児への食事の提供について、市内の認可保育所ではすべて自園調理で提供しています。幼稚園では、自園調理の他、弁当の持参や外部搬入による対応の園もあることを踏まえ検討する必要があります。
- 本市では、保育所の設備、運営に関する基準を踏まえ、食事の提供は自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とします。
- 外部搬入による場合でも、現行の保育所と同様、必要な調理機能を有する設備、栄養士の指導を受けられる体制の確保、アレルギー対応、栄養面、衛生面での配慮は求めることとなります。

(3)乳児室の面積について

	国の基準	本市の基準案	(参考)本市の保育所基準
乳児室	1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしない者の数を乗じて得た面積	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児(注・満2歳に満たない幼児)1人につき3.3平方メートル以上とすること。	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児(注・満2歳に満たない幼児)1人につき3.3平方メートル以上とすること。 ただし、当分の間、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.475㎡以上とする。
ほふく室	3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくする者の数を乗じて得た面積	ただし、既存の保育所、幼保連携型認定こども園から移行する場合について、「当分の間、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.475㎡以上」とする。	

<本市としての考え方>

- 国の基準は、ほふくしない乳幼児とほふくする乳幼児とで基準面積を分けて規定していますが、乳幼児がほふくを開始する時期は乳幼児一人ひとりで異なっており、年度中にほふくする乳幼児の人数に合わせて居室の面積を変更することも困難なため、実際には2歳未満児の保育室については「0歳児及び1歳児の保育室」として整備することが適切と考えます。
- 本市では、保育所の設備、運営に関する基準を踏まえ、保育の質を高めるために、基本的に「乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上」とします。

条項	項目	府省令(国基準)
第1条第1項	趣旨	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第13条第2項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
		①法第13条第1項の規定により、同条第2項第1号に掲げる事項について都道府県(指定都市等(同条第1項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第4条、第5条、第13条第2項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第8条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。)、附則第2条第1項及び附則第3条の規定による基準
		②法第13条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第6条、第7条第1項から第6項まで、第13条第1項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号の規定を準用する部分に限る。))及び第2項(同令第8条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。)、第14条、附則第2条第2項並びに附則第4条の規定による基準
		③法第13条第1項の規定により、同条第2項第3号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第9条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第12条及び第13条第1項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条から第9条の3まで、第11条(第4項ただし書を除く。))、第14条の2並びに第32条の2(後段を除く。))の規定を読み替えて準用する部分に限る。))の規定による基準
④法第13条第1項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの		
第1条第2項		法第13条第2項の主務省令で定める基準は、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長、次条及び第3条において同じ。)の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。))が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
第1条第3項		内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第13条第2項の主務省令で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。
第2条	設備運営基準の目的	法第13条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準(次条において「設備運営基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
第3条第1項	設備運営基準の向上	都道府県知事は、その管理に属する法第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
第3条第2項		都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。
第4条第1項	学級の編成の基準	満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。
第4条第2項		1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
第4条第3項		学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。

	条項	項目	府省令(国基準)										
従	第5条第1項	職員の数等	幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。										
	第5条第2項		特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。										
	第5条第3項		幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。 ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。 <table border="1" data-bbox="709 575 1556 795"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 この表に定める員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。 3 この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
	園児の区分		員数										
	1 満4歳以上の園児		おおむね30人につき1人										
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人												
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人												
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人												
第5条第4項	幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。 ただし、第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2(後段を除く。第7条第3項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。												
第5条第5項	幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 ①副園長又は教頭 ②主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 ③事務職員												
従	第6条第1項	園舎及び園庭	幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。										
	第6条第2項		園舎は、2階建て以下を原則とする。 ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。										
	第6条第3項		乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。 ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、第13条第1項において準用する同令第32条第8号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。										
	第6条第4項		前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。										
	第6条第5項		園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。										
	第6条第6項		①次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="732 2160 1419 2252"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)				
	学級数		面積(平方メートル)										
1学級	180												
2学級以上	320+100×(学級数-2)												
第6条第7項	②満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。 ①次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の下欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="726 2466 1413 2558"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> ロ 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 ニ 3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)						
学級数	面積(平方メートル)												
2学級以下	330+30×(学級数-1)												
3学級以上	400+80×(学級数-3)												

	条項	項目	府省令(国基準)
従	第7条第1項	園舎に備えるべき設備	園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。 ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 ①職員室 ②乳児室又はほふく室 ③保育室 ④遊戯室 ⑤保健室 ⑥調理室 ⑦便所 ⑧飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
	第7条第2項		保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。
	第7条第3項		満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。 この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
	第7条第4項		園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
	第7条第5項		飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
	第7条第6項		次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 ①乳児室 1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 ②ほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 ③保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
参	第7条第7項		第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる施設を備えるよう努めなければならない。 ①放送聴取設備 ②映写設備 ③水遊び場 ④園児清浄用設備 ⑤図書室 ⑥会議室
参	第8条第1項	園具及び教具	幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
	第8条第2項		前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
従	第9条第1項	教育及び保育を行う期間及び時間	幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 ①毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。 ②教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。 ③保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。
参	第9条第2項		前項第3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。
参	第10条	子育て支援事業の内容	幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るものとする。

	条項	項目	府省令(国基準)
参	第11条	掲示	幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。
従	第12条	学校教育法施行規則の準用	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。 【参考】学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。
従 (○) ・ 参 (●)	第13条第1項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条から第9条の3まで、第11条(第4項ただし書を除く。)、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条第8号、第32条の2(後段を除く。)並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【以下、読み替え表(省略)】 【参考】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ●最低基準(第4条) ●人権の尊重(第5条第1項) ●地域との連携(第5条第2項及び第4項) ●職員の資質向上、研修機会の確保(第7条の2) ○差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止(第9条から第9条の3まで) ○食事の提供(第11条(第4項ただし書を除く。)) ○秘密保持等(第14条の2) ●苦情への対応(第14条の3第1項、第3項及び第4項) ○設備の基準(第32条第8号) ○食事の提供の特例(第32条の2(後段を除く。)) ●家庭との連絡(第36条)
	第13条第2項		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。 【以下、読み替え部分を規定(省略)】
従	第14条	幼稚園設置基準の準用	幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。 【以下、読み替え部分を規定(省略)】
附則			
	第1条	施行期日	この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)の施行の日(以下、「施行日」という。)から施行する。
従	第2条第1項	みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置	施行日から起算して5年間は、第5条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。以下この条において同じ。)の職員配置については、なお従前の例によることができる。
	第2条第2項		みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第6条から第8条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
従	第3条	幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例	施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
従	第4条第1項	幼保連携型認定こども園の設置に係る特例	施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項及び第7項並びに第7条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【以下、読み替え表(省略)】
	第4条第2項		施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【以下、読み替え表(省略)】
	第4条第3項		施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第6条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。 ①園児が安全に移動できる場所であること。 ②園児が安全に利用できる場所であること。 ③園児が日常的に利用できる場所であること。 ④教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

1 趣旨

新制度においては、教育・保育の提供を個人の権利として保障する観点から、給付制度を導入した上で、法定代理受領として、施設が市町村から直接給付の支給を受ける仕組みになっています。

この法定代理受領を受ける施設事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保しなければならないことから、そのための運営に関する基準を規定するものです。

<用語説明>

用語	説明
特定教育・保育施設	新制度の給付対象となる幼稚園、認定こども園、保育所
特定地域型保育事業	新制度の給付対象となる地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)

2 主な検討事項

(1) 第三者評価の受審について

	国基準	本市の考え方	(参考)本市保育所	(参考)幼稚園
自己評価	義務	義務	義務	義務
関係者評価	努力義務	現行の取扱いとおり	—	努力義務
第三者評価	努力義務	保育所については義務 それ以外の施設事業は努力義務	義務(独自規定)	—

<本市としての考え方>

○国の基準は、自己評価を義務とした上で、関係者による評価や第三者による外部評価を努力義務としていますが、本市では、保育所における第三者評価を義務付けているため、特定教育・保育施設のうち、保育所については現行の取扱いどおり義務付けることとします。

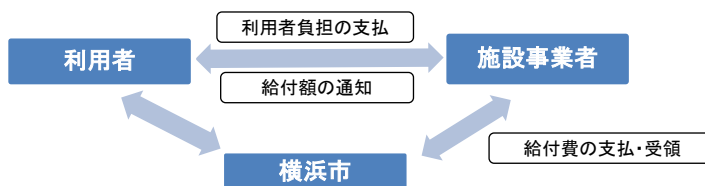
○幼保連携型認定こども園については、現行制度上、認可保育所部分について、保育所としての第三者評価の対象となっていました。新制度においては、新たに一体型の施設として規定されることから、現行と同様の取り扱いとすることはできません。

○国の検討においては、保育所以外の施設・事業については、現在、第三者評価に当たっての統一的な枠組みがないことから、評価主体の育成方策等の枠組みづくり等と併せて更に検討するとなっており、本市としても、国の動向を踏まえて検討することが必要と考えます。

○本市としては、保育所以外の施設については、国基準のとおり努力義務とした上で、国の検討を踏まえ、評価指針や評価主体の育成などの条件が整備された段階で義務化していくこととします。

(2) 給付費等の額の通知について

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者が、法定代理受領により給付費の支給を受けた場合、当該施設・事業者は、保護者に対して、給付費の額を通知しなければならないこととされています。



＜本市としての考え方＞

- 給付費の受領は法定代理受領であるため、利用者に代理して給付費を受領した事業者は、利用者(保護者)にその額を通知する必要があります。
- ただし、認可保育所については、児童福祉法に基づき市町村の委託を受けて保育を実施するものであり、法定代理受領ではないことから、給付費の額の通知は必要ありません。
- なお、当該事務の導入に際しては、施設・事業者の事務負担を考慮する必要があります。
本市では、給付費の請求のために配付を予定している簡易請求ソフト(仮称)において、保護者への給付額の通知を出力できるよう対応する予定です。

(3) 上乗せ徴収・実費徴収の受領について

特定教育・保育施設は、教育・保育の提供にあたって、その質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができます。また、その他、以下の費用の額の支払を受けることができます。

	項目
1	日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に関する費用
2	特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
3	食事の提供に要する費用(3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用は除く。また、2号認定子どもについては主食の提供にかかる費用に限る。)
4	特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
5	その他、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

この規定を受けて、現在、以下のような方針が公定価格の検討の中で国から示されています。

施設・事業	内容
市の委託を受けて保育を実施する私立保育所	現行と同様、市町村との協議を経て実施する
保育認定を受けた子どもを受け入れる保育所、認定こども園、地域型保育事業	額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことが可能
教育認定を受けた子どもを受け入れる幼稚園、認定こども園	教員配置の充実、高処遇を通じた教員の確保、設備更新の前倒し、平均的な水準を超えた施設整備など、教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要であると各施設で判断する場合には、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことが可能

＜本市としての考え方＞

- 本市では、上乗せ徴収については国の検討を踏まえて検討するとしていたところですが、運営基準に関する府令では施設種別ごとの取得の可否や、徴収できる項目について明記されておりません。
- 今後、国では解釈通知を発出することであり、上記取扱い方針は通知の中で示される予定ですので、本市としては、引き続き、国の動向を注視していきます。

条項	項目	内閣府令(国基準)
第1章 総則		
第1条	趣旨	<p>特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第34条第3項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第46条第3項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>①法第34条第2項の規定により、同条第3項第1号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第4条の規定による基準</p> <p>②法第34条第2項の規定により、同条第3項第2号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第5条第1項、第6条(第5項を除く。)、第7条、第13条、第15条、第24条から第27条まで、第32条、第35条及び第36条並びに附則第2条及び第3条第1項の規定による基準</p> <p>③法第46条第2項の規定により、同条第3項第1号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第37条及び附則第4条の規定による基準</p> <p>④法第46条第2項の規定により、同条第3項第2号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第24条から第27条まで(第50条において準用する場合に限る。)、第32条(第50条において準用する場合に限る。)、第38条第1項、第39条(第4項を除く。)、第40条、第42条第1項から第3項まで、第43条、第44条、第51条及び第52条並びに附則第3条第2項及び第5条の規定による基準</p> <p>⑤法第34条第2項又は第46条第2項の規定により、法第34条第3項各号又は第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前4号に定める規定による基準以外のもの</p>
		<p>この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>①小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。</p> <p>②認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。</p> <p>③幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。</p> <p>④保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。</p> <p>⑤家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。</p> <p>⑥小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</p> <p>⑦居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。</p> <p>⑧事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。</p> <p>⑨支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。</p> <p>⑩支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。</p> <p>⑪支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。</p> <p>⑫支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。</p> <p>⑬支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。</p> <p>⑭特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>⑮特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。</p> <p>⑯法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。) 又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>⑰特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。</p> <p>⑱特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。</p> <p>⑲特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。</p> <p>⑳特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。</p> <p>㉑特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。</p> <p>㉒特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。</p>
第2条	定義	
第3条第1項	一般原則	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p>
第3条第2項		<p>特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。</p>
第3条第3項		<p>特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
第3条第4項		<p>特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

	条項	項目	内閣府令(国基準)
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準			
第1節 利用定員に関する基準			
従	第4条第1項	利用定員	特定教育・保育施設(認定子ども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。
	第4条第2項		特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。 ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 ①認定子ども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 ②幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 ③保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分
第2節 運営に関する基準			
従	第5条第1項	内容及び手続の説明及び同意	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
参	第5条第2項		特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) ② 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
	第5条第3項		前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
	第5条第4項		第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
	第5条第5項		特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ① 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの ② ファイルへの記録の方式
	第5条第6項		前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
	従		第6条第1項
従	第6条第2項	利用申込に対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。
	第6条第3項		特定教育・保育施設(認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
	第6条第4項		前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
参	第6条第5項		特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

	条項	項目	内閣府令(国基準)
従	第7条第1項	あつせん、調整及び要請に対する協力	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
	第7条第2項		特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
参	第8条	受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。
参	第9条第1項	支給認定の申請に係る援助	特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
	第9条第2項		特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。
参	第10条	心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
参	第11条	小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
参	第12条	教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
従	第13条第1項	利用者負担額等の受領	特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。
	第13条第2項		特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
	第13条第3項		特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
	第13条第4項		特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 ①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。) ④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
	第13条第5項		特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
	第13条第6項		特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。
参	第14条第1項	施設型給付費等の額に係る通知等	特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
	第14条第2項		特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

	条項	項目	内閣府令(国基準)
従	第15条第1項	特定教育・保育の取扱方針	特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
	第15条第2項		前項第2号に掲げる認定子ども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえなければならない。
参	第16条第1項	特定教育・保育に関する評価等	特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
	第16条第2項		特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
参	第17条	相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
参	第18条	緊急時等の対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
参	第19条	支給認定保護者に関する市町村への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
参	第20条	運営規程	特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。
			①施設の目的及び運営の方針
			②提供する特定教育・保育の内容
			③職員の職種、員数及び職務の内容
			④特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日
			⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
			⑥第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
			⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)
			⑧緊急時等における対応方法
			⑨非常災害対策
			⑩虐待の防止のための措置に関する事項
⑪その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項			
参	第21条第1項	勤務体制の確保等	特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。
	第21条第2項		特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
	第21条第3項		特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
参	第22条	定員の遵守	特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
参	第23条	掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

	条項	項目	内閣府令(国基準)
従	第24条	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
	第25条	虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
	第26条	懲戒に係る権限の濫用禁止	特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
従	第27条第1項	秘密保持等	特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
	第27条第2項		特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
	第27条第3項		特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。
参	第28条第1項	情報の提供等	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
	第28条第2項		特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
参	第29条第1項	利益供与等の禁止	特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
	第29条第2項		特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
参	第30条第1項	苦情解決	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
	第30条第2項		特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
	第30条第3項		特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
	第30条第4項		特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
	第30条第5項		特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
参	第31条	地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
従	第32条第1項	事故発生の防止及び発生時の対応	特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
	第32条第2項		特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
	第32条第3項		特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
	第32条第4項		特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
参	第33条	会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
参	第34条第1項	記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
	第34条第2項		特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ①第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③第19条に規定する市町村への通知に係る記録 ④第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

	条項	項目	内閣府令(国基準)
第3節 特例施設型給付費に関する基準			
従	第35条第1項	特別利用保育の基準	特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
	第35条第2項		特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
	第35条第3項		特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。
従	第36条第1項	特別利用教育の基準	特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
	第36条第2項		特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
	第36条第3項		特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準			
第1節 利用定員に関する基準			
従	第37条第1項	利用定員	特定地域型保育事業のうち、 家庭的保育事業にあつては、その利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下、 小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。))にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、 小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。))にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、 居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。
	第37条第2項		特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。))に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

	条項	項目	内閣府令(国基準)
第2節 運営に関する基準			
従	第38条第1項	内容及び手続の説明及び同意	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
参	第38条第2項		第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。
従	第39条第1項	正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
	第39条第2項		特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
	第39条第3項		前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
参	第39条第4項		特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
従	第40条第1項	あつせん、調整及び要請に対する協力	特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
	第40条第2項		特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
参	第41条	心身の状況等の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
従	第42条第1項	特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
			①特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
			②必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
	第42条第2項		居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市町村の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
参	第42条第3項		事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
参	第42条第4項		特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

	条項	項目	内閣府令(国基準)
従	第43条第1項	利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。
	第43条第2項		特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
	第43条第3項		特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
	第43条第4項		特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
			①日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
			②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
③特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用			
④前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの			
第43条第5項	特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。		
第43条第6項	特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。		
従	第44条	特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
参	第45条第1項	特定地域型保育に関する評価等	特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
	第45条第2項		特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
参	第46条	運営規程	<p>特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。) ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

	条項	項目	内閣府令(国基準)
参	第47条第1項	勤務体制の確保等	特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
	第47条第2項		特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
	第47条第3項		特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
参	第48条	定員の遵守	特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
参	第49条第1項	記録の整備	特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
	第49条第2項		特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ①第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 ②次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ③次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録 ④次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
参	第50条	準用	第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。
従	第51条第1項	特別利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
	第51条第2項		特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
	第51条第3項		特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。
従	第52条第1項	特定利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
	第52条第2項		特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
	第52条第3項		特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

	条項	項目	内閣府令(国基準)
附則			
	第1条	施行期日	この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。
従	第2条第1項	特定保育所に関する特例	特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)とあるのは「(当該特定教育・保育施設が)と、定める額とする。)をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額)とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。
	第2条第2項		特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
従	第3条第1項	施設型給付費等に関する経過措置	特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。
	第3条第2項		特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。
従	第4条	利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。
従	第5条	連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

保育の必要性の認定に関する基準について

1 趣旨

保育の必要性の認定にあたっては、保育の必要性の認定の「事由」のほか、「区分」、「優先利用」について国が基準を策定し、さらに、それぞれの基準等については、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案し、市町村が検討することとされています。

本市としての考え方をまとめましたので、ご意見をいただきたいと考えています。

2 保育の必要性の認定について

(1) 認定区分について

新制度では、施設・事業の利用を希望する保護者は、利用のための「認定」を受けることが必要です。認定は、年齢、保育の必要性の有無によって、3つの区分に分類されます。

さらに、2号、3号については保育の必要量に応じ、保育標準時間と保育短時間に区分されます。

区分	年齢	保育の必要性の有無	必要量
1号	満3歳以上	保育の必要性なし(2号以外)	
2号	満3歳以上	保育の必要性あり	保育標準時間
			保育短時間
3号	3歳未満	保育の必要性あり	保育標準時間
			保育短時間

(2) 保育の必要性の認定事由について

現行制度と新制度における保育の実施基準の比較

現行の「保育に欠ける」事由		新制度の「保育の必要性」の事由	
国	横浜市	国	横浜市区
児童福祉法施行令27条	保護者及び同居の親族	保護者及び同居の親族	内閣府令(予定)
	日中就労	居宅内外就労(夜間、パートタイムを含む)	
	妊娠・出産	妊娠・出産	
	保護者の疾病・障害	保護者の疾病・障害	
	同居の親族の介護	長期にわたる疾病、障害の親族の介護	
局長通知	災害復旧	災害復旧	国基準のとおり
	(保護者求職中)※1	求職活動	
	(育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること)※2	育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
施行令	(児童虐待のおそれがある等特別な支援を要する家庭)※3	児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	その他、上記に類する値として市町村が認める場合
	—	就学	
—	その他前各号に値する状態	児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	—

※1「保護者求職中の取扱い等保育所の入所要件等について」(平成12年2月9日児保第2号)

※2「育児休業に伴う入所の取扱いについて」(平成14年2月22日雇児発第0222001号)

※3「特別な支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」(平成16年8月13日雇児発第0813003号)

<本市としての考え方>

○国の示す事由は、現行法上、政令及び通知に点在するものを、内閣府令で一括的に規定するものです。

○本市では、新制度において新たに示された事由について、「親族の長期入院」、「就学」等、すべて現行基準において対象としてきました。よって、保育の必要性に関する事項については、基本的に現行の取扱いから変更されるものではありません。

3 保育標準時間と保育短時間の区分について

(1) 設定について

新制度における認定については、主にフルタイムの就労を想定した保育標準時間と、主にパートタイムの就労を想定した保育短時間の2区分を設定することとされています。

本市としては、就労においては、保育短時間の下限時間を月64時間（1日4時間、かつ月16日以上）とし、保育標準時間の下限時間を週30時間、月120時間とします。

項目	国の考え方	市（現行）	市（新制度における対応案）
1 就労における保育短時間の下限時間	1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める就労時間	月64時間（1日4時間、かつ月16日以上）	現行と同じ
2 就労における保育標準時間の下限時間	1週あたり30時間程度の就労とすることを基本とする	—	1週あたり30時間、月120時間

(2) 各事由における区分について

保育標準時間と保育短時間の区分については、就労以外の事由においても、区分を設けることを基本とするとされています。

就労以外の各事由における区分の設定の仕方は以下のとおりとします。

項目	国の考え方		市（新制度における対応案）		備考	考え方
	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1 就労	○	○	○	○	週30時間、月120時間	国と同じ
2 妊娠、出産	○	—	○	—		国と同じ
3 保護者の疾病、障害	○	○	○	○	本人申請による	
4 同居等親族の介護・看護	○	○	○	○	本人申請による	
5 災害復旧	○	—	○	—		国と同じ
6 求職活動			—	○	*現行長時間利用を認めていない。	現行と同じ
7 就学			○	○	週30時間、月120時間	就労と同じ
8 虐待やDVのおそれ	○	—	○	—		国と同じ
9 育児休業			—	○	*現行長時間利用を認めていない。	現行と同じ

<本市としての考え方>

- ・国のとりまとめの中で例示があったものについては、国と同様とします。(項目 1, 2, 5, 8)
- ・就学は就労と同様とします。(項目 7)
- ・国が例示していない項目のうち、現行において長時間の利用を認めていない項目については、「保育短時間」のみの設定とします。(項目 6, 9)
- ・その他の事由については、本人の申請により必要量に応じて認定することとします。(項目 3, 4)

4 利用調整基準について

現行、本市では、より保育を必要とする方が入所できるようにするため、「入所選考基準」を定めています。基準では必要度等に応じ A から I までのランクを設定しており、たとえば就労に関しては、時間に応じて A から F のランク付けがされます。

また、同一ランク内で選考が必要な場合のために、調整指数を設け、指数の高い順に優先して入所決定をしており、たとえば保育の代替手段があるかなどで、設定されています。

なお、国では、待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする方針がまとめられ、「優先利用」の対象として考えられる事項についても、例示しています。

利用調整基準を次のとおり定めることとします。

	項目	現行	新制度における対応案
1	ひとり親世帯	元ランクから 1 ランクアップ	現行と同じ
2	生活保護世帯	元ランクから 1 ランクアップ	現行と同じ
3	生計中心者の失業	元ランクから 1 ランクアップ	現行と同じ
4	虐待・DVの恐れ	センター長判断により、利用施設を決定する。*緊急度が高い場合	現行と同じ
5	障害児	センター長判断により、利用施設を決定する。*緊急度が高い場合	現行と同じ
6	育休明け	元ランクから 2 ランクアップ	現行と同じ
7	小規模保育事業卒園		連携先施設の連携枠の中で一次利用調整前に、利用調整を行う。調整により連携施設への入所ができない場合、または連携施設への入所を希望しない場合は、元ランクから 1 ランクアップ、調整指数 5 加算した上で、一次利用調整を行う。

8	家庭的保育事業卒園	元ランクから1ランクアップ +調整指数	小規模保育と同じ (現行と同じ)
9	認可乳児保育所の卒園 *市独自項目	元ランクから1ランクアップ +調整指数	小規模保育と同じ (現行と同じ)
10	市認定保育施設卒園 *市独自項目	元ランクから1ランクアップ +調整指数	小規模保育と同じ (現行と同じ)
11	きょうだい同一施設	調整指数加点(他園希望と比べ同一施設は+1)	きょうだいが入所している施設を希望する場合、元ランクから1ランクアップ、調整指数4加算した上で、利用調整を行う。
12	認定こども園における1号から2号への切り替え *市独自項目	当該施設の保育所部分において受け入れ	2号定員に空きがあれば引き続き同じ施設を利用可能とする。他に利用申請者がいる場合は、1ランクアップ、調整指数5加算した上で、利用調整を行う。

<本市としての考え方>

- ・現行優先利用項目としているものについては、引き続き優先利用項目とします。(項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10)
- ・0~2歳児が対象となっている、地域型保育事業や、認可乳児保育所、市認定保育施設を利用している子どもが、3歳以降も安心して教育・保育を受けることが可能となるよう、連携施設の枠の中で優先的に利用調整を行います。(項目7, 8, 9, 10)
- ・第1子が入れたのに、第2子が入れないことにより、第1子までもが施設を利用できなくなる状況が生じています。同一施設に入れないことにより、その家庭における保育の継続性がたたれることに配慮し、きょうだいが入所している施設を希望する際は、優先的に利用調整を行います。(項目11)
- ・1号認定を受けて認定こども園に入園した子どもが、2号認定を受けることになった際、引き続き同じ施設に通い続けやすいよう、優先的に利用調整を行います。(項目12)
- ・保育の利用にあたっては、本市児童を優先できるような仕組みを検討します。

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例（案）の概要

1 趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「子ども・子育て支援法整備法」という。）第6条により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2が新設され、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされた。

市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令（平成26年4月30日厚生省令第63号。以下「令」という。）で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については令で定める基準を参酌するものとされたため、本市においても本基準を策定するものである。

2 概要

(1) 総論関係

- ① 放課後児童健全育成事業者の一般原則等として、以下の内容等を定める。
 - 事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の人権への配慮、人格の尊重
 - 地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明
 - 運営の内容についての自己評価、結果の公表
 - 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備（採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと）
 - 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等
- ② 職員の一般的要件等として、以下の内容等を定める。
 - 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと
 - 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと
 - 放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保

(2) 設備関係

放課後児童健全育成事業所に設ける設備として、以下の内容等を定める。

- 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと

- 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと（児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。）
- 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと

(3) 職員関係

放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する者について、以下の内容等を定める。

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならないこと
- 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができること
- 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと
 - ・保育士
 - ・社会福祉士
 - ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - ・教員免許を有する者
 - ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者
- 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数（児童の集団の規模）は、おおむね40人以下とすること
- 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと（利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。）

(4) その他

その他の運営基準として、以下の内容等を定める。

- 利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止
- 職員の利用者に対する虐待等の禁止
- 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理
- 感染症又は食中毒の発生、まん延の防止
- 必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること
- 放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること
 - ・事業の目的及び運営の方針

- ・ 職員の職種、員数及び職務の内容
 - ・ 開所している日及び時間
 - ・ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - ・ 利用定員
 - ・ 通常の事業の実施地域
 - ・ 事業の利用に当たっての留意事項
 - ・ 緊急時等における対応方法
 - ・ 非常災害対策
 - ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 等
 - 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備
 - 職員の秘密の漏洩の禁止等
 - 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等
 - 市から指導又は助言を受けた場合の必要な改善
 - 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力
 - 開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること
 - 開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること
 - 保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと）
 - 市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援
 - 事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等
 - 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償
- (5) 経過措置
- 経過措置として、以下の内容等を定める。
- 施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること
- 既存の放課後児童健全育成事業所について、専用区画の面積に関する「児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない」という規定を適用する場合において、施行日から平成32年3月31日までの間は、「児童1人につきおおむね1.65㎡以上であることが望ましい」こととする

※横浜市の独自基準部分です

3 施行期日

子ども・子育て支援法整備法の施行の日とする。

○厚生労働省令第六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準第十条（第四項を除く。）及び附則第二条の規定による基準
- 二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの

〔注釈〕

である。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。
(最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものである。

(最低基準の向上)

※¹

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業)

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業者の一般原則)

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよ

〔注釈〕

※¹

児童福祉審議会にて、意見を聴いた上で勧告することとなります。

う、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

※2
4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

※3
5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に對する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

※4

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的なこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件）

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

〔注釈〕

※2
実施方法については、国の動向を見ながら実施方法を示します。

※3 ※4

「児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準」と同様の記載となっています。

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

※5

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

※6

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

※7

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府

〔注釈〕

※5

各用語の定義について

①生活：おやつを食べたり本を読んだりして、くつろいで過ごすこと。

②静養：子どもが体調の悪い時などに休息すること。

※6

現在、運営している放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブにおいて、この面積基準を適用した場合、基準を満たせないクラブが多数あります。

※7

次号に掲げられる資格に加えて、行政が行う必須研修を履修する必要があります。

県事が行う研修を修了したものでなければならない。

〔注釈〕

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若

しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、一年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

※8

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努め

〔注釈〕

※8

事業実施時間帯において、児童への支援に専念することの意ととらえます。事務に専念することは、児童への支援としないと考えられません。

なければならぬ。

- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えらるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

※9

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定め、おこななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 三 開所している日及び時間
 - 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - 五 利用定員
 - 六 通常の事業の実施地域
 - 七 事業の利用に当たっての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他事業の運営に関する重要事項
- (放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)
- 第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。
- (秘密保持等)
- 第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、そ

〔注釈〕

※9

児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業を行う事業者は、あらかじめ市町村へ届け出ることとなりました。事業所は、各号に準じた事項を定めた上で届出を行うことが想定されます。また、届出に必要な事項については、別省令にて示されます。

の業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

※10

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

〔注釈〕

※10

運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情の解決にあたっている組織で、神奈川県社会福祉協議会が設置しています。現在、委員会の相談対象となる社会福祉事業として放課後児童健全育成事業も列挙されています。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

※12
第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している

者を含む。）」とする。

〔注釈〕

※11
今後、市の補助対象以外の事業者に対しても、事故報告を求める必要があるとす。

※12
経過措置期間中に、放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブの指導員のうち1名以上は、必須研修を修了し、放課後児童支援員としての資格要件を満たす必要があります。